平成２４年（フ）第４号
石川県小松市犬丸町甲21番地
債務者　北橋　鮎美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第６３号
静岡県賀茂郡河津町梨本1122―５　運龍第一寮305号室、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬575番地の20　コーポ伊豆102
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２号
兵庫県南あわじ市榎列小榎列436番地２
債務者　阿南かおり（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１９号
広島県福山市箕島町5816番地71
債務者　伊勢村俊克
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２０１２号
福岡市早良区弥生２丁目３番７―406号
債務者　井手上芳治
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０９号
福岡市東区松島３丁目27番21号
債務者　森田　雄一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８８２号
福岡市南区若久団地70番402号
債務者　黒木　淳一
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９６号
佐賀県唐津市鎮西町中野6071番地39
債務者　川上　浩之
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第９７号
佐賀県東松浦郡玄海町大字牟形2586番地１
債務者　村上　英子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２７号
沖縄県南城市玉城字愛地400番地５
債務者　花城　広美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０号
沖縄県豊見城市字真玉橋299番地１　真玉橋市街地住宅１―903号
債務者　坂元　統治
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９号
奈良県生駒市西旭ヶ丘１番30号
債務者　白坂　君子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
青森市佃１丁目20番６号
債務者　後藤　友子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４３号
愛知県東海市富木島町外面89番地の２　８棟106号
債務者　野田　宣子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４９号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目119番地４由井ビル201
債務者　齋藤　三奈
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２０９号
青森県八戸市桜ヶ丘３丁目７番11号、前住所青森県八戸市湊高台２丁目13番18号　マンションＴ・Ｋ
債務者　泉山久美恵
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
青森県八戸市下長２丁目１番18号
債務者　村井枝理子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
青森県八戸市大字新井田字小久保尻１番地71
債務者　田名部恭彦
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係